

質問 日本人同士で外国で婚姻したいのですが。

回答

➤ **提出場所**

外国で婚姻が成立した場合は、その国の方式に従って作成された婚姻に関する証書の謄本を婚姻成立の日から 3 カ月以内に、その国に駐在する日本の大使等に提出しなければなりません。大使等はこれを遅滞なく外務大臣を経由してご本人の本籍地の市区町村長に送付することとなっています。あわせて夫婦の称する氏、新戸籍を編製する場合の新本籍などを夫婦で協議したうえで届け出なければなりませんので、通常は日本の婚姻届書用紙にそれらを記入し、あわせて提出することとなります。

また、直接日本国内にある夫又は妻の本籍地か所在地の区市町村役所（役場）へ提出することもできます。

杉並区では戸籍係（区役所本庁舎 1 階 3 番窓口）のみで取り扱います。

➤ **提出に必要なもの**

- ◆ 届書 1 通。（この場合には証人は必要ありません。）
- ◆ 印鑑。
- ◆ 婚姻が成立した国の方式に従って作成された婚姻に関する証書の謄本。謄本が外国語で作成されている場合は日本語への全文訳を翻訳者の署名押印とともに提出してください。

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

（注意）令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。